

平成21年第2回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事録要旨

1. 日 時 : 平成21年3月16日(月) 13:00～14:25
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 笹嶋 唯博理事, 松野 丈夫理事, 太田 貢理事,
山内 一也副学長, 高橋 剛委員, 佐藤 行信委員, 宮本 光明委員,
松田 忠男委員
4. 欠席者 : 高丸 修委員
5. 陪席者 : 上林 猛監事, 前田 敬道監事, 佐藤 監査室長, 中村 総務部長, 福田 教務部長,
菅原 病院事務部長, 小山 総務課長, 藤井 企画評価課長, 構野 会計課長, 岡田 施設課
長, 今西 経営企画課長, 堤 課長補佐, 亀井 課長補佐, 渡邊 秘書係主任

議事に先立ち、平成21年第1回(平成21年1月16日開催)経営協議会の議事録要旨が諮られ、これが了承された。

議 題

1. 平成21年度年度計画(案)について

本件について、学長から発議及び藤井企画評価課長から資料1に基づき、当該計画(案)のうち、特に経営に関する項目について説明があり、審議の結果、原案のとおり、了承された。

なお、本件については、3月18日開催予定の役員会及び3月25日開催予定の教育研究評議会において審議した後、3月末までに文部科学大臣へ届け出るとともに、本学のホームページで公表する旨、学長から付言があった。

2. 平成20事業年度予算収支見込み及び平成21事業年度当初予算(案)について

本件について、学長から発議及び構野会計課長から資料2-1～2-2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

3. 資金の共同運用について

本件について、学長から発議があり、北海道大学から、道内の国立大学法人に対し、資金の共同運用への参画について申入れがあったことが紹介された。

次いで、構野会計課長から資料3に基づき、以下のとおり説明があった。

- ① 今回の提案は、資金運用を共同化することによって、業務の効率化を推進するとともに、スケールメリットを活かした資金運用を図り、その果実の一層の充実により、各国立大学法人の教育、研究の発展に資することを目的としていること。
- ② 北海道大学が資金の共同運用の基幹大学となり、預入金融機関の選定、預入金融機関の経営状況の監視、資金の管理及び運用を行い、連携大学は北海道大学と情報を共有しながら、運用回ごとの参加の可否、参加する場合の預入額の決定を行

うこと。

③運用回数は、基本運用が年4回、臨時運用が年20回程度を予定しており、運用期間は、会計年度内で運用を行い、運用中の解約はできないこと。

④資金の運用は譲渡性預金で行い、果実の配分は預入額に応じて配分されること。

⑤連携大学は、それぞれの大学の責任において、資金の運用に参加し、預入金融機関が債務不履行になった場合でも、基幹大学はその責めを負うことはないこと。審議の結果、原案のとおり、北海道地区国立大学法人の資金の共同運用に参加することが了承された。

4. 所定労働時間の改定について

本件について、学長から発議があり、次いで、小山総務課長から資料4に基づき、以下のとおり説明があった。

①平成20年度人事院勧告において、「民間の労働時間は、国家公務員に比べ1日15分程度短い水準にあるので、国家公務員も勤務時間を短縮することが適当である。」とされたことを受け、昨年12月に「一般職の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、平成21年4月1日から施行されるため、本学でも国家公務員の制度に準拠して、所定労働時間の改定を行いたいこと。

②交替制勤務者等の特殊な勤務体制を除き、休憩時間を現行の12時15分から13時までの45分間を、12時から13時までの1時間とすることで、12時から12時15分の15分間を短縮し、労働開始時間及び労働終了時間は変更しないことを基本としたいこと。

③所定労働時間の短縮により、超過勤務手当等の単価が自動的に上がるため、年間約2,000万円の支出増が見込まれるが、業務の効率化や合理化をより一層推進し、超過勤務の縮減を図ることで対応する予定であること。

引き続き、学長から、関連する就業規則関係の規程改正については、学長に一任願いたい旨が述べられた。

審議の結果、原案のとおり、所定労働時間を改定することが了承された。

また、本件については、3月18日開催予定の役員会に付議する予定である旨、学長から付言があった。

5. 職員退職手当規程の改正について

本件について、学長から、平成21年4月1日から施行される予定である「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」に準じて、本学職員退職手当規程の改正を行いたい旨の発議があり、次いで、小山総務課長から資料5に基づき、以下のとおり説明があった。

①改正後は、現行制度の返納及び一時差止め等の条件に加えて、懲戒免職処分を受けべき行為をしたと疑われる時は、退職手当の支払いを一時差し止め、懲戒免職相当と判断された場合は、退職手当支払い済みの場合は全部又は一部返納、退職手当未払いの場合は支給制限を行うことができることになること。

②懲戒免職相当の判断及び処分を受けべき者の弁明等については、本学職員懲戒規程を準用して行いたいこと。

引き続き、学長から、国家公務員退職手当法の一部改正の施行日が確定していないこと、又支給制限等に関する政令及び指針についても未だ出ていないため、支給制限等に係る詳細が不明なことを考慮し、国家公務員退職手当法の一部改正の施行日以降、速やかに本学退職手当規程を改正することとし、本規程の改正については、学長に一任願いたい旨が述べられた。

審議の結果、原案のとおり、国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、施行日以降本学の職員退職手当規程を改正することが了承された。

6. ドクターヘリ関連施設の整備について

先ず、学長から、資料6-1に基づき、道北地域におけるドクターヘリ配備についての、これまでの経緯について説明があり、次いで、2月17日に開催された「道北ドクターヘリ運航調整研究会役員会」において、格納庫、給油施設等の建設用地の候補地として、協力病院である本学に対して公式に申入れがあったことが報告された。

引き続き、学長から、本件について発議及び資料6-2に基づき、以下のとおり、本学におけるドクターヘリ関連施設の整備について説明があった。

- ①格納庫、給油施設等の候補地として、資料6-2のとおり、A、B、Cの3候補地が予定されているが、地域住民への迷惑を最小限とした場合、B案が適していると思われること。
- ②格納庫、給油施設等の設置にかかる経費負担については、現在、運航調整研究会と旭川市及び各自治体等において、話し合いを行っているが、未だ決定していないこと。
- ③ヘリポートについては、本院の意向で整備するものであるため、整備費用については本学が負担しなければならないと考えていること。

審議の結果、原案のとおり、格納庫、給油施設等の敷地を本学が提供し、ヘリポートの整備を進めていくことが了承された。

また、本件については、本来であれば、経営協議会で事前に審議、了承を得た上で、役員会に諮るべきところ、北海道から早期の運用開始を求められていることから、去る2月18日開催の役員会において審議し、了承された旨、学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

(1) 第二期中期目標・中期計画（素案）策定に係る進捗状況について

目標・計画検討ワーキンググループにおいて策定作業を進めている、第二期中期目標・中期計画素案（原案）の進捗状況は、資料7-1～7-2のとおりであること。

「大学の基本的な目標」の策定にあたっては、以下の方針の下に策定したこと。

- ①本学の理念・目標との整合性について考慮すること。
- ②現行の大学の「基本的な目標」を踏まえること。
- ③中教審答申の大学の機能別分化の考え方を参考にすること。
- ④本学の特性を踏まえ、個性化の促進に配慮すること。

⑤昨年11月に実施された文部科学省とのヒアリングの結果を踏まえて検討すること。

今後の予定は、本年3月下旬を目途に中期目標素案（原案）を、5月下旬を目途に中期計画素案（原案）を策定した後、経営協議会、教育研究評議会及び役員会での審議を経て、6月中に中期目標・中期計画素案を文部科学省に提出すること。その後、文部科学省と各大学で摺り合わせを行った上で、平成21年度中に、中期目標・中期計画の認可等に係る手続きを行うこと。

(2) 福利厚生施設（病院食堂）の建築について

松野病院長を中心に立ち上げた「病院の福利厚生施設のあり方」プロジェクトチームにおける検討結果として、福利厚生施設の建築について11月に答申があったこと。

また、資料8のとおり、病院正面玄関横に、一般食堂、職員食堂を備えた福利厚生施設棟を建築することについて、旭仁会理事長、吉田学長、松野病院長との間で合意し、建築資金面の大部分については旭仁会から協力を頂けることが、2月4日開催の旭仁会臨時理事会にて承認されたこと。

なお、売店はコンビニ化し、病院食堂の跡地に設ける案で調整中であること。

(3) 寄附金の受入れについて

平成21年1月分～2月分の寄附金受入状況については、資料9のとおりであること。

2. その他

- ・学長から、次回経営協議会は、6月に開催する予定である旨の報告があった。

以上